

福井県丹南広域組合庁用自動車管理規程

平成9年3月31日訓令第1号
令和4年3月31日訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、福井県丹南広域組合（以下「組合」という。）が所有する庁用自動車の適正な管理と効率的かつ安全な運行を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「自動車」とは、組合の所有に属する自動車であつて、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に定めるものをいう。

(管理及び使用の総括)

第3条 自動車は、自動車を専用して使用する課等で管理し、事務局長（以下「局長」という。）が管理及び使用の総括を行なう。

(安全運転管理者等)

第4条 局長は、道路交通法第74条の3第1項の規定により安全運転管理者を置く。

2 安全運転管理者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第9条の10各号に掲げる職務を行うほか、第9条に規定する自動車運転資格者届を管理する。

(整備担当者)

第5条 所属課等に整備担当者を置き、局長が職員のうちから任命する。

2 整備担当者は、所属長の命により次の事項を行なう。

- (1) 自動車の点検、整備及び維持管理に関すること。
- (2) 運行制限その他必要な指示に関すること。
- (3) 事故防止に必要な処置に関すること。
- (4) 整備上必要な意見を所属長に進言すること。

(管理)

第6条 所属長は、配車及び燃料、修繕、部品等について管理する。

(自動車の駐車場)

第7条 自動車は、指定の場所に置かなければならない。ただし、緊急性のあるもの等やむを得ないものについては、関係機関と協議してその場所を定める。

(自動車の使用)

第8条 自動車は、公務以外には使用することができない。

第9条 所属長等は、所属職員の中から自動車を運転させることに適性のある職員（以下「運転者」という。）を定め、自動車運転資格者届（様式第1号）により安全運転管理者に届け出なければならない。

第10条 自動車を使用するときは、自動車使用申請書兼運転日報（様式第2号。以下「日報」という。）により所属長の承認を受けなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2 使用承認を受けた後において、時間又は行程を変更するときは、その変更の承認を受けなければならない。ただし、使用中やむ得ない理由により変更したときは、事後に所属長の承認を受けなければならない。

第11条 自動車を使用し得る時間は、勤務時間内とする。ただし、特に必要であると認めた場合はこの限りでない。

第12条 運転者は、運転を終了した後に日報を記載し、所属長等に提出しなければならない。

（運転者に対する酒気帯びの有無の確認）

第13条 安全運転管理者は、第4条第2項に規定する職務のうち、府令第9条の10第6号に規定する自動車を運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対する酒気帯びの有無の確認の業務を、当該自動車を所管する所属長等に委任するものとする。

2 所属長等は、前項の規定により自動車を運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対する酒気帯びの有無の確認したときは、日報にその結果を記録し、1月ごとに安全運転管理者に提出するものとする。

（運行後の措置）

第14条 整備担当者は、毎月末をもって、自動車の走行距離及び燃料給油量等を自動車運転月報（様式第3号）により局長に報告しなければならない。

（定期点検及び運行前点検）

第15条 整備担当者は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条の規定に基づく定期点検を実施しなければならない。

2 運転者は、運行前に車両の点検を実施し、その結果を運行前点検表（様式第4号）に記録しなければならない。

（修繕）

第16条 整備担当者は、自動車の修繕を必要とする場合は、速やかにその手続きを取るものとする。

（燃料）

第17条 運転者は、燃料を必要とする場合は、指定業者において給油するものとする。ただし、出張中やむ得ない理由により燃料を給油したときは、帰庁後所定の手続きをとるものとする。

（事故報告）

第18条 運転者は、庁用自動車について事故が発生したときは、速やかに所属長に報告し、事故報告書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、自動車管理について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 3 号(第14条関係)

自動車運転月報 (月分)

組合庁用自動車管理規程第 1 4 条の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

事務局長 殿

課整備担当者

						所属長
車名	登録番号	運行日数	当月末日 メータ指示km	当月 1 日 メータ指示km	月間走行距離(一日平均) km	月間注油量 (一日走行km)
					()	()

燃料費 円	消耗費 円	修繕費 円	手数料 円	重量税 円	保険料 円	整備・修理の 記録

様式第5号(第18条関係)

自動車事故報告書

管理者	副管理者	局長	次長	所属長	整備担当者

事故発生日時		年 月 日() 午 時 分 (天候)			
事故発生場所		(道路名)			
事 故 の 当 事 者	当 方	所 属		車名・所管	課
		職氏名		形式・番号	
	相手方	住所(TEL)		車名・形式・番号	
		氏 名		契約保険会社名	
		職業又は勤務先		保 険 契 約 者	
事故原因 及び概要 (添付書類)					
傷害の部位 及び程度		当 方			
		相手方			
物件破損 程度		当 方	評 価		円
		相手方	評 価		円
運転者に関する調(当 方が加害者の場合)		当日の健 康 状 態		運行経路 の 経 験	
		事故車両 運転経験		車両運行に係る刑 事、行政罰の有無	
事故処理状況					
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 運転者 同乗者					